

いじめゼロをめざして

1. ねらい

「生徒一人ひとりの人権と命を守る。」

2. 教職員による基本認識

教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という意識を持ち、いじめを絶対に許さない学校づくりをめざす。

迅速・丁寧・誠実・気迫をキーワードとし

- 絶対に守り通す。
- チームワークで対応。
- 地域や関係機関との連携。

①未然防止のために

- 校内いじめ対策委員会を設置。毎月の会議を基本とし、場合によっては緊急召集する。
- 教員一人ひとりが人権についての認識を深め、いじめを早期に見抜き対応ができる資質を培う。
- 生徒や教員の豊かな人間性と好ましい人間関係の構築のため、学校の教育目標である「一人ひとりを大切に」をとりまくすべての教育活動に生かしていく。
 - *生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくり。
 - *学校でのすべての教育活動をととして、規範意識や集団の在り方についての学習を推進。
 - *スクールカウンセラーの活用と連携推進。
 - *教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないような細心の注意。
 - *教職員の人権尊重意識の高揚に向けた研修の充実と、相談窓口の周知と整備。
 - *地域や関係機関との日常的な連携の強化。
 - *生徒一人ひとりの役割と出番を確保し、自己肯定感の醸成を図る。
 - *命の教育を通して、一人ひとりがかけがえのない存在であることを理解させていく。

②早期発見のために

- 「いじめの対応チェックリスト」を活用し、日常的な学校生活での生徒の変異をキャッチする。
 - *理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退
 - *授業などで、特定の生徒への冷やかしかからかい
 - *持ち物の破損や落書き
 - *家庭からの金品の持ち出し
 - *打撲や擦り傷、服装の乱れ
 - *表情や情緒、言葉づかいなどの変化
 - *休み時間や放課後などの一人での行動
 - *保健室や職員室への頻繁な出入り
 - *グループに教職員が近付くと分散する行動

●相談活動の励行

- * いじめアンケートを用いての教育相談や懇談会の実施。
- * 学年の枠を越えた指導と支援（チャンス相談活動の励行）。
- * 相談者の立場で内容を真摯に受け止め、誠実・丁寧・迅速な対応を行う。

③早期対応・早期解決のために

- 情報をキャッチした教員は必ず、「様子を見よう」「いじめはない」「悪ふざけだろう」と、個人的な解釈や判断をせずに、報告・連絡・相談を確実に行う。

担任・学年主任への連絡 → 校長・教頭・生徒指導主事への連絡

- いじめの事実確認。（聞き取りする教員は可能な限り複数で）

- ①当該生徒からの聞き取り（いじめられている生徒の立場に立って聞き取り）
- ②加害生徒からの聞き取り → 目撃生徒や関与していた生徒たちからの聞き取り
- ③内容の整理 → 情報の共有 → 解決に向けた対応を検討

（状況によって、緊急いじめ対策委員会を設ける）

教育委員会への報告と連携

- ④被害、加害、関係生徒宅へ複数での家庭訪問 → 事実関係と今後について説明

（学校としての指導方針を説明し、保護者の理解と協力を得る。被害生徒や保護者の意向を重視）

- ⑤教員の役割分担による指導

- ・被害生徒の安心・安全を最優先（心のケア）
- ・加害、関係生徒への指導（状況によって関係機関と連携）
- ・生徒同士による謝罪の場を設定 → 保護者、生徒をまじえての謝罪の場の設定

教育委員会への報告と連携

- ・全教員による共通理解

④再発防止のために

●生徒への指導

- ・担任を中心に、各教科指導の教員による経過観察を行う。
- ・当初は保護者との細かい連携を図る。
（事象が見られなくなっても、担任が定期的に連絡をする）
- ・校内いじめ対策委員会においても継続して見守を行う。

- 学級、学年、学校において、いじめのない集団づくりの指導を継続して実施。

- 教員の意識と対応能力の向上を図り、生徒が安心して相談に来れる雰囲気づくりを作り上げる。
 - ・相談箱（目安箱）などの活用も促す。

- ネット上のトラブルに関しては、毎年１年生対象に「ネットいじめ防止プログラム」を実施する。また、機器を使用する側と、それを買い与えた側（最終責任は保護者）への指導と啓発を継続的に行う。

⑤重大事態への対応

★重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認めるとき。
- * 生徒や保護者から①②に該当する重大事態に至ったと申立てがあったとき。

教育委員会（生徒指導課への報告）

学校が主体となって調査する場合

校内のいじめ対策委員会が主体となり、「③早期対応・早期解決のために、④再発防止のために」に準じた調査・対応・報告を行う。

学校の設置者が主体となって調査する場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、校内いじめ対策委員会が組織として調査協力を行う。

3. 留意事項

(1)いじめ対策委員会

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導、教務主任、養護教諭、特別支援担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、該当生徒の担任もしくは関係教職員等を構成員として校内に設置する。

(2)毎月の定例会議以外に、必要に応じて臨時会議を行う。

(3)いじめアンケート

教育相談の前にアンケートを実施。教育相談で内容確認。

(4)いじめ対策委員会を中心に、組織的な取組と改善に向けた漸進的な取組を行う。

令和7年度 堺市立大浜中学校 いじめ防止等に関する年間計画

月	学校行事等	いじめ防止に関する取り組み	教科	指導者等	連携外部機関
4	始業式 内科検診 身体測定 家庭訪問	いじめ対策委員会（～3月） 『いじめを許さない学校作り』講和 仲間作りアンケート SC との情報交換	学活	生徒指導主事 学年主任・担任 学年生徒指導	SC・SSW
5	中間テスト 校外学習 家庭訪問	学級・班活動での仲間作り いじめについての資料学習 SC との情報交換	総合 道徳	学年主任・担任 生徒指導主事	SC・SSW
6	修学旅行 校外学習 教育相談 期末テスト	各行事に向けて、学級での班活動 SC との情報交換 いじめアンケート	学活	学年主任・担任 生徒指導主事	SC・SSW
7	個人懇談会 終業式	SC との情報交換 地域との意見交換会		担任 生徒指導主事	SC・SSW PTA
8	夏季休業	生徒会のつどい 校内研修（いじめ・人権）		生徒会担当 研修担当	指導主事
9	堺市総体 体育大会	「一人ひとりの違いを認める」講話 SC との情報交換	総合	学年主任・担任 生徒指導主事	SC・SSW
10	授業参観 中間テスト	ネットいじめ防止プログラム 命の教育 人権講演会 SC との情報交換	総合	学年主任・担任 養護教諭 生徒指導主事	SC・SSW 助産師 保健センター
11	合唱コンクール 連合音楽会	校内研修（いじめ・人権） SC との情報交換		生徒指導主事 研修担当	SC・SSW 指導主事
12	期末テスト 教育相談 個人懇談会	いじめアンケート 非行防止教室 SC との情報交換	総合	体育主任 学年主任・担任	SC・SSW 警察
1	進路相談 卒業テスト	百人一首大会 SC との情報交換	国語	学年主任・担任	SC・SSW
2	スキー宿泊訓練 学年末テスト	地域との意見交換会 SC との情報交換		担任・学年主任 生徒指導主事 管理職	SC・SSW PTA
3	卒業式 終了式	3年生お別れ会 部活動優秀者表彰 SC との情報交換		生徒会 部活担当	SC・SSW

